

私立学校被災児童生徒等就学支援事業費補助金事務取扱要領

私立学校被災児童生徒等就学支援事業費補助金に関する事務の取扱いは、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及び私立学校被災児童生徒等就学支援事業費補助金交付要綱（平成23年12月5日総務室長決裁。以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

1 要綱第1に定める専修学校及び各種学校は、次の要件を満たす学校とする。

(1) 専修学校

高等課程及び専門課程は、次のすべてを満たす場合とする。

ア 職業に必要な技術の教授を目的とするもの

イ 修業年限が1年以上のもの

ウ 当該課程の授業が年2回を超えない一定の期間に開始され、かつ、その終期が明確に定められているもの

(2) 各種学校は、次のすべてを満たす場合とする。

ア 職業に必要な技術等の教授を目的とするもの

イ 修業年限（修業年限1年以上の課程に他の課程に他の修業年限1年以上の課程が継続する場合には、これらの課程の修業年限を通算した期間）が2年以上のもの

ウ 当該課程の授業が年2回を超えない一定の期間に開始され、かつ、その終期が明確に定められているもの

2 要綱第2第4号に定める世帯の収入の判定は、次の者の収入によるものとする。

(1) 生徒に保護者（父母）がいる場合

保護者

(2) 生徒に保護者がいない場合

生徒（生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者（以下「主たる生計者」という。）

3 要綱第2各号の用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 住居 東日本大震災により被災する直前まで居住していた家屋をいい、持ち家、借家等の区分は問わないこと。

(2) 世帯の収入の著しい減少 保護者又は主たる生計者の死亡、行方不明、長期入院、失業等（営業廃止）により世帯の収入が年350万円未満（3で定める者の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が85,500円未満）となる見込みであること。

4 設置者は、要綱第2に定める対象生徒に該当することを、次に掲げる証明書類のうち、必要なものを生徒に提出させ審査しなければならない。

(1) 被災証明書、罹災証明書又はその他の東日本大震災により住居が全壊、半壊、全焼、半焼及び流失したことが確認できる書類

(2) 世帯収入の著しい減少が確認できる書類

(3) 福島第一及び第二原子力発電所において発生した事故による警戒区域等からの避難のための住居の立退きの必要性が確認できる書類

(4) その他知事が必要と認める書類

5 前金払の額及び時期

要綱第8に定める前金払の額及びその支払の時期は、その都度定めるものとする。

6 添付書類

要綱別表第2に定める様式の添付書類は、別表のとおりとする。

附 則

この要領は、平成 23 年 12 月 5 日から施行し、平成 23 年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成 24 年 8 月 23 日から施行し、平成 24 年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 22 日から施行し、平成 25 年度の事業から適用する。

附 則

1 この要領は、平成 26 年 5 月 9 日から施行し、平成 26 年度の事業から適用する。

2 改正後の 4 の(2)の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以降に入学した者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 27 年 12 月 17 日から施行し、平成 27 年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 7 月 6 日から施行し、令和 2 年度の事業から適用する。

附 則

1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以降に入学した者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

別表

要綱の様式	添付書類	様式	提出部数
第 2 号	授業料等減免確認書	別紙 1	1 部